

令和5年2月28日

主文

後記「事実」欄第2の4記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日から令和○年○月○日までa社(以下「本件会社」という。)に雇用され、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)を保険者とする健康保険の被保険者であった。
- 2 請求人は、令和○年○月○日(受付)、同年○月○日から同月○日までの期間(以下「前回請求期間」という。)について、抑うつ、不安感及び不眠症(以下、併せて「本件傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、保険者組合に傷病手当金の支給を請求した(以下「前回請求」という。)。これに対し保険者組合は、令和○年○月○日付けで、法定給付額を超える給与の支給があるとの理由で、前回請求期間について傷病手当金を支給しない旨の処分をした。
- 3 請求人は、令和○年○月○日(受付)、被保険者資格喪失後の令和○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、保険者組合に傷病手当金の支給を請求した(以下「本件請求」という。))。

- 4 保険者組合は、請求人に対し、令和○年○月○日付けで、資格喪失の際、傷病手当金の支給を受けていないか又は受けられる状態になかつたとの理由により、本件請求期間について傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法第99条第1項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定し、同法第108条第1項は、報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しないと規定している。
また、同法第104条は、被保険者資格を喪失した場合、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる」と規定しているが、同条にいう「支給を受けているもの」とは、現に給付を受けているか又は受給権者であつて健保法第108条第1項の規定により支給を停止されているものを指すとされている(昭和27年6月12日保文発第3367号)。
- 2 本件の問題点は、上記1の関係法令の規定等に照らして、原処分が適法かつ妥当なものといえるか、すなわち、請求人が資格を喪失した令和○年○月○日の時点において、傷病手当金の受給権者で

あつて健保法第108条第1項の規定により支給を停止されていたものと認められるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 「略」

2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 健康保険の傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてのどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

(2) 上記1によれば、請求人は、令和〇年〇月〇日以降継続してA医師の診療を受けているところ、A医師は、請求人が同日以降本件請求期間まで労務不能であったと診断している。もっとも、請求人は、同年〇月までは通常の勤務をし、同年〇月についても労務提供の意思があったことを自認している（請求人提出の意見陳述書等）から、この間は労務不能とは認定できないが、同年〇月末には抗うつ剤の投与量が増加し、同年〇月〇日から同月〇日までは

自宅待機をし、かつ自宅において個別具体的な業務に従事していないのであるから、同年〇月〇日以降については、労務不能であったとする医師の診断を覆す事情はないというべきである。

これに対し、保険者は、請求人は令和〇年〇月〇日の時点で自宅待機という業務が行えていたから、労務不能ではないと主張するが、何らの具体的な業務をせずに自宅待機をしていたことをもって、請求人が本来の業務であるIT技術者としての業務に耐えられる状況にあったと判断することは困難である。保険者の主張は採用できない。

(3) 以上によれば、請求人は、令和〇年〇月〇日の時点において、療養のため労務不能であり、傷病手当金の受給権者であったと認められるから、継続支給の要件を満たしている。また、本件請求期間中に請求人の労務不能状態が止んだことを認めるに足りる資料はない。したがって、本件請求期間について傷病手当金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は失当であり、取消しを免れない。

よつて、主文のとおり裁決する。